

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十二条第一項及び第十四条の規定に基づき、平成二十七年経済産業省告示第五十二号（硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造業者等の判断の基準となるべき事項）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造業者等の判断の基準となるべき事項	硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造業者等の判断の基準となるべき事項

第一 環境影響度の目標値及び目標年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成13年法律第396号）第1条第2号に規定する硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第7項に規定する者をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品に使用されたフロン類及びフロン類代替物質（以下「フロン類等」という。）の環境影響度（地球温

第一 環境影響度の目標値及び目標年度

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成13年法律第396号）第1条第2号に規定する硬質ポリウレタンフォーム用原液の製造業者等（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第7項に規定する者をいう。以下同じ。）は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、目標年度（次の表の右欄に掲げる年の4月1日から翌年3月31日までをいう。）以降の各年度において国内向けに出荷する製品に使用されたフロン類及びフロン類代替物質（以下「フロン類等」という。）の環境影響度（地球温

暖化への影響の程度であって、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成27年経済産業省告示第54号）で表されたものをいう。以下同じ。）の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷量で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度 の目標値	目標年度

暖化への影響の程度であって、フロン類等の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき経済産業大臣が定める係数（平成27年経済産業省告示第54号）で表されたものをいう。以下同じ。）の低減について、環境影響度を製造業者等ごとの出荷量で加重平均した値が、次の表の中欄に掲げる値を上回らないようにすること。

区分	環境影響度 の目標値	目標年度

<u>住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液</u>	[略]	[略]
<u>非住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液</u>	<u>100</u>	<u>2024</u>

第二 [略]

第三 表示事項等

<u>硬質ポリウレタンフォーム用原液</u>	[略]	[略]
[新規]	[新規]	[新規]

第二 [略]

第三 表示事項等

次の表の第1欄に掲げる製品の製造業者等は、
同表の第1欄に掲げる製品の区分ごとに、次の事項を表示するものとする。

製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項	その他遵守事項
<u>住宅用硬質ポリウレタンフォーム用原液</u>	[略]	[略]	[略]

次の表の第1欄に掲げる製品の製造業者等は、
同表の第1欄に掲げる製品の区分ごとに、次の事項を表示するものとする。

製品の区分	本体への表示事項	カタログへの表示事項	その他遵守事項
<u>硬質ポリウレタンフォーム用原液</u>	[略]	[略]	[略]

<u>非住宅用</u>	<u>①使用するフロ</u>	<u>・本体への表示</u>	<u>・本体への表示</u>		[新規]	[新規]	[新規]	[新規]	
<u>硬質ポリ</u>	<u>ン類等</u>	<u>事項</u>	<u>は、当</u>						
<u>ウレタン</u>	<u>の種類</u>	<u>・目標値</u>	<u>該製品</u>						
<u>フォーム</u>	<u>、数量</u>	<u>及び目</u>	<u>を輸送</u>						
<u>用原液</u>	<u>及び環</u>	<u>標年度</u>	<u>・保管</u>						
	<u>境影響</u>		<u>するた</u>						
	<u>度</u>		<u>めの容</u>						
	<u>②品名及</u>		<u>器に記</u>						
	<u>び形名</u>		<u>載する</u>						
	<u>③製造業</u>		<u>こと。</u>						

	<u>者等の</u>	<u>・フロン</u>					
	<u>氏名又</u>	<u>類等の</u>					
	<u>は名称</u>	<u>数量は</u>					
	<u>④当該製</u>	<u>、当該</u>					
	<u>品が住</u>	<u>製品に</u>					
	<u>宅建築</u>	<u>含有さ</u>					
	<u>材料用</u>	<u>れる割</u>					
	<u>である</u>	<u>合を百</u>					
	<u>旨</u>	<u>分率で</u>					
		<u>表示す</u>					
		<u>ること。</u>					

備考 表中の [] は注記である。

附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。ただし、同年十月一日までは、改正前の製品の区分ごとに、第三の表に掲げる事項を表示できるものとする。